

平成28年度南大隅町議会定例会3月会議 会議録（第1号）

招集年月日 平成28年4月4日
 招集の場所 南大隅町議会議事堂
 開 会 平成28年4月4日 午前8時59分

開 議 平成29年3月7日 午前10時10分

応招議員

1番 浪瀬 敦郎 君	6番 日高 孝壽 君	12番 川原 拓郎 君
2番 持留 秋男 君	7番 水谷 俊一 君	13番 大村 明雄 君
3番 松元 勇治 君	8番 大久保 孝司 君	
5番 平原 熊次 君	9番 井之上 一弘 君	

不応招議員 なし
 出席議員 10名
 欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定による出席者

町長	森田 俊彦 君	経済課長	尾辻 正美 君
副町長	白川 順二 君	教育振興課長	田中 輝政 君
教育長	山崎 洋一 君	税務課長	畦地 耕一郎 君
総務課長	相羽 康德 君	建設課長	石走 和人 君
支所長	山野 良慈 君	町民保健課長	馬見塚 大助 君
会計管理者	花里 友二 君	総務課課長補佐	熊之細 等 君
企画観光課長	竹野 洋一 君	総務課主幹	中之浦 伸一 君
介護福祉課長	上之園 健三 君	総務課財政係長	上之原 智 君

職務のための出席者 : (議会事務局長) 濱川 和弘 君 (書記) 立神 久仁子 君

提出議案 : 別紙のとおり

会議録署名議員 : (9番) 井之上 一弘 君 (12番) 川原 拓郎 君

議事の経過 : 別紙のとおり

散 会 : 平成29年3月7日 午後 2時44分

▼ 開 議

議長（大村明雄君）

ただいまから、平成28年度南大隅町議会定例会3月会議を開きます。
議事日程表により本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。

▼ 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（大村明雄君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第121条の規定によって、井之上一弘君及び川原拓郎君を指名します。

▼ 日程第2 審議期間の決定

議長（大村明雄君）

日程第2 審議期間の決定の件を議題とします。
3月会議の審議期間は、本日から3月24日までの18日間にしたいと思えます。
ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、3月会議の審議期間は、本日から3月24日までの18日間に決定しました。

▼ 日程第3 諸般の報告

議長（大村明雄君）

日程第3 これから諸般の報告を行います。
一般的事項につきましては、お手元に印刷配付しておりますので、口頭報告を省略します。

▼ 日程第4 議案第47号「請負契約（平成28年度南大隅町防災行政無線同報系デジタル化整備工事）の締結について」の議決の一部変更について

議長（大村明雄君）

日程第4 議案第47号 「請負契約（平成28年度南大隅町防災行政無線同報系デジタル化整備工事）の締結について」の議決の一部変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

まず、議案説明に入ります前に、今回、官製談合の疑いで本町職員が逮捕されるという事件が発生いたしました。日頃から職員には、綱紀肅正を呼びかけていただけに非常に残念であります。町民の皆さまに深くお詫び申し上げますとともに、昨日「官製談合防止マニュアル」を作成し、全職員をあげて再発防止に向けて取り組むことを確認したところであります。

それでは、議案について説明いたします。

議案第47号は、「請負契約（平成28年度南大隅町防災行政無線同報系デジタル化整備工事）の締結について」の議決の一部変更についてであります。

本案は、同請負変更契約の締結につき、南大隅町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

平成28年度南大隅町議会定例会6月会議において、議決された議案第9号の契約の締結にかかる議決内容のうち、契約金額3億24万円を2億2千4百45万1千円に変更するものであります。

議長（大村明雄君）

暫時休憩します。

10 : 13
～
10 : 14

(訂正あり)

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長（森田俊彦君）

訂正いたします。すいません。

契約金額3億24万円を2億9千4百45万1千円に変更するものであります。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、議案第47号「請負契約（平成28年度南大隅町防災行政無線同報系デジタル化整備工事）の締結について」の議決の一部変更についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第47号「請負契約（平成28年度南大隅町防災行政無線同報系デジタル化整備工事）の締結について」の議決の一部変更については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第5 議案第48号 南大隅町辺地総合整備計画の変更について議決を求める件

議長（大村明雄君）

日程第5 議案第48号 南大隅町辺地総合整備計画の変更について議決を求める件を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第48号は、南大隅町辺地総合整備計画の変更について議決を求める件であります。
本案は、大泊辺地総合整備計画を変更するもので、主なものとしましては、第二岩崎隧道補修事業の全体見直しにより、事業費1億6千万円を1億8千2百万円に変更するものであります。
なお、本案については、県関係機関と協議済みであることを申し添えます。
よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、議案第48号 南大隅町辺地総合整備計画の変更について議決を求める件を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第48号 南大隅町辺地総合整備計画の変更について議決を求める件は、原案のとおり可決されました。

- ▼日程第6 議案第49号 平成28年度 南大隅町一般会計補正予算（第17号）について
- ▼日程第7 議案第50号 平成28年度 南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- ▼日程第8 議案第51号 平成28年度 南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- ▼日程第9 議案第52号 平成28年度 南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第3号）について
- ▼日程第10 議案第53号 平成28年度 南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）について
- ▼日程第11 議案第54号 平成28年度 南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）について

▼日程第12 議案第55号 平成28年度 南大隅町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

▼日程第13 議案第56号 平成28年度 南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について

議長(大村明雄君)

日程第6 議案第49号 平成28年度 南大隅町一般会計補正予算(第17号)についてから、日程第13 議案第56号 平成28年度 南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)についてまで、以上8件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長(森田俊彦君)

ただ今、一括提案となりました、議案第49号から議案第56号までの8件について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第49号は、平成28年度 南大隅町一般会計補正予算(第17号)についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千7百88万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億4千5百91万3千円とするものであります。

今回の補正予算の主なものは、歳入歳出予算では、歳出予算において、ふるさとおこし基金積立金、国民健康保険事業繰出金、障害者自立支援給付費等の計上及び事務事業の決算見込みによる増減を行い、歳入予算では、歳出の増減に伴う、特定財源、一般財源について調整したところでございます。

また、第2条では、次年度への繰越しが必要な7事業について繰越明許費の追加を、第3条では、債務負担行為の追加を、第4条では、地方債の借入限度額の変更を行うものであります。

次に、議案第50号は、平成28年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億8百28万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ15億4千28万6千円とするものであります。

今回の補正の主なものは、歳出において、一般被保険者療養給付費や退職被保険者等療養給付費の減額等を行い、一方、歳入予算では、前期高齢者交付金の調整による減額及び基金繰入金の増額等を行ったところであります。

次に、議案第51号は、平成28年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1千2百36万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億1百12万6千円とするものであります。

今回の補正は、事務事業費の決算見込みによる調整等でございます。

また、第2条では、繰越明許費の設定を行うものであります。

次に、議案第52号は、平成28年度 南大隅町診療所事業特別会計補正予算(第3号)

についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5百11万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3千7百9万円とするものであります。

歳入歳出の主なものとしましては、事務事業費の決算見込みによる調整及びそれに伴う診療使用料の増額、一般会計繰入金の減額等であります。

また、第2条では、地方債の借入限度額の変更を行うものであります。

次に、議案第53号は、平成28年度 南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2千1百1万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9千64万3千円とするものであります。

歳入歳出予算の主なものとしましては、地域密着型介護サービス給付費等の増額計上及び事務事業等の決算見込みによる予算調整並びにそれに伴う支払基金交付金、国庫支出金、県支出金等の調整であります。

次に、議案第54号は、平成28年度 南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、21万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1千5百38万3千円とするものであります。

今回の補正は、介護予防マネジメント委託料の増額及び一般会計繰入金等の調整であります。

次に、議案第55号は、平成28年度 南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ8百81万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5千9百72万6千円とするものであります。

今回の補正は、工事請負費等の減額や事務事業費の決算見込みによる調整でございます。また、第2条では、債務負担行為の設定を行い、第3条では、地方債の借入限度額の変更を行うものであります。

次に、議案第56号は、平成28年度 南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3千8百37万7千円とするものであります。

今回の補正は、決算見込みにより、歳入歳出予算の調整を行ったものであります。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

総務課長（相羽康徳君）

それでは議案第49号 一般会計補正予算（第17号）について御説明いたします。

まず1ページでございます。

議案第49号 平成28年度 南大隅町一般会計補正予算（第17号）

平成28年度 南大隅町の一般会計補正予算（第17号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千7百88万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億4千5百91万3千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予

算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

6ページをお開きください。

第2表 繰越明許費補正でございます。

今回、7事業について繰越の設定の追加をお願いするものでございます。

まず個人番号カード等関連事務委任事業66万4千円。定住促進住宅取得資金補助事業70万円。被災農業者向け経営体育成支援事業 園芸でございます。1千6百98万円。被災者農業者向け経営体育成支援事業 畜産でございます。1億8百61万1千円。畜産クラスター事業8千3百21万円。佐多岬案内所整備委託事業1千7百57万8千円。道路橋梁災害復旧事業(瀬戸山中須線)1千1百30万円でございます。

続いて下段の第3表 債務負担行為補正であります。派遣職員住宅等賃借料 期間平成29年度から平成30年度までの2年間。限度額は、3百58万1千円。農作物緊急災害対策資金利子補給 期間 平成29年度から返済の年度まで。限度額は、借入残額の1.25%以内の2件の追加をお願いするものでございます。

7ページをお開きください。

第4表 地方債補正であります。6件の限度額変更をお願いするものでございます。今回の変更は、合併特例事業の補正前限度額2億7百30万円を2億5百20万円に、過疎地域自立促進特別事業の限度額1億1千1百70万円を1億1千1百60万円に、漁港建設事業の限度額1千9百10万円を4百20万円に、農業振興事業の限度額1億9百50万円を6千6百90万円に、道路橋梁事業の限度額2億9千4百70万円を2億9千5百60万円に、港湾整備事業の限度額5百40万円を2百10万円にそれぞれ変更し、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と変更ありません。今回の変更は、それぞれ事業費の補正に伴う調整でございます。

続いて10ページ以降の歳入歳出についてでございますが、今回の補正は事業費確定及び決算見込み等による、歳入歳出の調整を行うものでございます。尚、主なものについて御説明いたします。

歳入でございますが、12款 分担金及び負担金 2項 負担金 4目 農林水産業費負担金を1千4百43万8千円減額。これは、資源リサイクル畜産環境整備事業等の事業主体の負担金でございます。

12ページをお願いいたします。

14款 国庫支出金 2項 国庫補助金 1目 民生費国庫補助金を2千67万5千円の減額。これは、臨時福祉給付金交付額の決定及び子ども子育て支援事業の放課後健全育成事業の実績見込みに伴う補助金の減額を計上したものでございます。

13ページをお願いいたします。

16款 財産収入 1項 財産運用収入 2目 利子及び配当金に8千2百33万。これは、基金の国債運用等による収入増加見込み分を計上したものでございます。

14ページでございますが、16款 財産収入 2項 財産売却収入 1目 不動産売却収入に4百万円。これは、町有林整備に伴う、間伐材売払い収入を計上。17款 寄付

金 1項 寄付金 2目 ふるさと納税寄付金に1億3千万円を計上。

20款 諸収入 4項 雑入 1目 雑入でございます。15ページ下段の御船町災害派遣職員負担金 1百80万5千円。県派遣職員給与負担金 4百71万8千円。後期高齢者広域連合派遣職員給与負担金 8百67万9千円。これは、派遣職員の人件費分として、御船町鹿児島県及び後期高齢者広域連合がそれぞれ負担するものでございます。

17ページ以降、歳出についてであります。減額分については割愛させていただき、追加分の主なものについて御説明いたします。

まず各費目において、実績見込みに伴う職員等の人件費の減額を計上しております。

18ページをお願いいたします。

2款 総務費 1項 総務管理費 5目 財産管理費 需用費 修繕料に1百20万円。これは、旧郡小学校校舎の雨漏り修繕を行い、学校跡地の整備を図るものでございます。

19ページをお願いいたします。

同じく、補償補填及び賠償金に3万7千円。これは、多目的健康広場土地購入に係る、両根占土地改良区への水利費等の補償費でございます。

6目 企画費 負担金補助及び交付金に33万4千円。これは、定住促進住宅取得資金補助件数の増によるものでございます。

7目 自治振興費 負担金補助及び交付金に1百万円。これは、地域振興施設整備に係る補助金の増によるものでございます。

20ページをお願いいたします。

2款 総務費 1項 総務管理費 10目 諸費 償還金利子及び割引料に15万1千円。これは、過年度分の乳幼児医療費助成返還金を計上したものでございます。

12目 財政調整基金費から、17目 地域振興基金費までは、財産運用収入 鹿児島応援寄付金及びふるさと納税寄付金等を財源として積み立てを行うものでございます。

24ページをお願いいたします。

3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費 需用費に、地域福祉策定計画の印刷製本費14万1千円。負担金補助及び交付金に、町社会福祉協議会職員人事院勧告に係る給与費等補助金55万1千円。扶助費にひとり親家庭医療費助成金20万円。繰出金に国民健康保険事業への繰出金として2千5百64万3千円。内、その他繰入金として法定外繰入金3千31万6千円を計上致しました。

25ページをお願いします。

3款 民生費 1項 社会福祉費 4目 障害者福祉費 扶助費に自立支援給付費入所通所サービス利用者等の増に係る6百49万2千円を計上致しました。

26ページをお願いします。

3款 民生費 1項 社会福祉費 7目 介護保険費 繰出金に、介護保険事業（サービス事業勘定）介護予防ケアマネジメント委託事業増額等に係る52万9千円を計上致しました。

28ページをお願いします。

4款 衛生費 1項 保健衛生費 7目 診療所費 委託料に歯科診療所に係る指定管理委託料として30万円を計上しました。

30ページをお願いします。

5款 農林水産業費 1項 農業費 3目 農業振興費 負担金補助及び交付金に中段の産業振興支援事業補助金50万円。これは、農林漁業機械等の設備整備経費助成金として、農家への補助金を増額するものでございます。

同じく 31 ページ上段に、機構集積協力金交付事業補助金 3 百 9 2 万 9 千円。事業実施した地区及び農家への補助金を交付するものでございます。

4 目 農業振興施設費 積立金に緑茶加工施設整備基金積立金 3 1 万円。基金利子の積立てを行うものでございます。

32 ページをお願いいたします。

5 款 農林水産業費 2 項 林業費 2 目 林業振興費 報償費に謝金 6 0 万円。これは、有害鳥獣捕獲対策事業に係る捕獲頭数の増による報奨金を増額計上するものでございます。

33 ページをお願いします。

6 款 商工費 1 項 商工費 2 目 商工振興費 負担金補助及び交付金に、商工業振興資金利子補助金 3 0 万 4 千円。平成 2 8 年度制度資金活用者の増による実績を見込み増額計上を行うものです。

35 ページをお願いします。

6 款 商工費 1 項 商工費 3 目 観光費 負担金補助及び交付金に合宿等誘致推進補助金 1 2 万円。3 月に新たに申込みがあり、実績を見込み予算の増額計上を行うものでございます。

同じく 4 目 観光施設費 委託料に、植栽等委託 2 2 万円。これは、関西南大隅会より桜の植栽を目的に一般寄付金を頂き、港公園内に委託して植栽を行うものでございます。

5 目 佐多岬ふれあいセンター管理費 職員手当等に時間外手当 3 2 万 5 千円。共済費に社会保険料等 6 万 3 千円。実績を見込み予算の増額計上をおこなうものでございます。

36 ページからお目通し頂きまして、46 ページまでは事業費確定による決算見込み等による歳出の増減調整でございます。

以上、ご審議ご決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

町民保健課長（馬見塚大助君）

続きまして議案第 5 0 号をお願いします。

南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算について、ご説明いたします。

1 ページをお開きください。

議案第 5 0 号 平成 2 8 年度 南大隅町国民健康保険事業 特別会計補正予算(第 4 号) 平成 2 8 年度 南大隅町の国民健康保険事業特別会計補正予算(第 4 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 8 百 2 8 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 5 億 4 千 2 8 万 6 千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表 歳入歳出予算補正による。

7 ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、主なものにつきまして、ご説明いたします。

3 款 国庫支出金 1 項 国庫負担金 1 目 療養給付費等負担金 5 千 9 4 万 7 千円を減額いたします。一般被保険者の医療給付費等に係る国庫負担分です。

3 款 国庫支出金 2 項 国庫補助金 1 目 財政調整交付金 1 千 1 1 万 5 千円を減額いたします。一般被保険者の医療給付費等に係る国庫補助分です。

4 款 療養給付費等交付金 1 項 療養給付費等交付金 1 目 療養給付費等交付金

3千3百8万5千円を減額いたします。退職被保険者の医療給付費等に係る診療報酬支払基金からの交付金です。

7款 共同事業交付金 1項 共同事業交付金 1目 高額医療費共同事業交付金 5百82万7千円を減額いたします。80万円以上の医療費に係る交付金です。

2目 保険財政共同安定化事業交付金 4千8百4万6千円を減額いたします。医療費を平準化するための交付金です。

9ページをお開きください。

11款 諸収入 4項 雑入 5目 雑入 3百59万3千円を計上いたします。

主なものは、県国保連合会の積立資産の返還金 3百55万7千円です。

10ページでございます。

歳出を説明いたします。

2款 保険給付費 1項 療養諸費 同じく2項 高額療養費の減額は、療養給付費の見込みによるものです。

11ページをお開きください。

3款 後期高齢者支援金等 1項 後期高齢者支援金等 1目 後期高齢者支援金等の2千5百43万8千円の減額は、拠出金の確定によるものです。

6款 介護納付金 1項 介護納付金 1目 介護納付金の1千5百97万7千円の減額は、介護納付金の確定によるものです。

12ページです。

7款 共同事業拠出金 1項 共同事業拠出金 2目 保険財政共同安定化事業拠出金1千8百28万4千円の計上は、拠出金の確定によるものです。

以上、ご審議ご決定方よろしく申し上げます。

建設課長（石走和人君）

続きまして、議案第51号につきまして、ご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

議案第51号 平成28年度 南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成28年度 南大隅町の簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1千2百36万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億とび1百12万6千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することが出来る経費は、「第2表 繰越明許費」による。

4ページをお願いします。

事業名 佐多中央地区簡易水道統合事業（6工区）でございます。金額4千8百92万円をお願いするものです。理由としましては、浄水設備工におきまして、前処理濾過機を注文していましたが、受注が殺到しておりまして、納品に時間を要することが判明し、年度内に工事が完成する見込みがないためをお願いするものでございます。

7ページをお願いいたします。

2 歳入 主なものにつきましてご説明申し上げます。

1 款 事業収入のうち 1 目 水道使用料につきましては、45 万円を追加しております。滞納繰越分でございます。2 目 工事収入は、41 万 2 千円の追加。工事手数料等でございます。

4 款 繰入金は、事務事業の決算見込みによります調整等から、1 目 一般会計繰入金 1 千 4 百 7 9 万 1 千円を減額しております。

6 款 諸収入 1 目 雑入は、1 百 5 4 万 7 千円を追加しておりますが、公有建物災害共済金等でございます。

8 ページをお願いいたします。

3 歳出でございますが、これにつきましては全て、事務事業費等の決算見込みにより不用額を整理したものでございます。主なものをご説明申し上げます。

1 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 総務管理費は、86 万 9 千円を減額しております。

1 3 節 委託料は 39 万 5 千円の減額。業務委託費等の執行に伴う不用額を整理したものでございます。

1 9 節 負担金補助及び交付金 10 万 8 千 8 百 8 千円の減額は、鹿児島県水道協会等への事業実績などによりまして負担金の不用額を整理するものでございます。

続きまして、2 目 簡易水道管理費 6 百 8 千 6 百 6 千円の減額でございます。

1 1 節 需用費 2 百 5 7 万 2 千円の減額は、不用額を整理するものでございます。

1 3 節 委託料は、1 百 2 6 万 2 千円の減額でございますが、水道メーター等の取替え等に伴う、業務委託費の執行残に伴うものを不用額として整理するものでございます。

9 ページをお願いいたします。

1 4 節 使用料及び賃借料 34 万円の減額、及び 1 6 節 原材料 90 万円の減額は不用額の整理でございます。

3 款 公債費 1 項 公債費 2 目 利子 2 3 節 償還金利子及び割引料 5 百 4 3 万 5 千円の減額は、償還金利子分の不用額を整理するものでございます。これは佐多地区の簡易水道統合整備事業等に伴う、国庫補助金等の減額によります、起債額等が減額したことによるものでございます。

以上、よろしくご審議ご決定方、お願いいたします。

支所長（山野良慈君）

続きまして、議案 5 2 号 診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）について、御説明いたします。

まず、1 ページをお願いいたします。

議案第 5 2 号 平成 28 年度 南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 28 年度 南大隅町の診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5 百 1 1 万 8 千円を減額し、歳入歳出予算の総額、歳入歳出それぞれ 1 億 3 千 7 百 9 万円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表 歳入歳出予算補正による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、第2表 地方債補正による。

4ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正であります。診療所事業の限度額1千6百90万円を20万円減額し、1千6百70万円に変更し、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と変更はございません。佐多診療所医師住宅建設事業費の確定による調整をお願いするものでございます。

7ページをお願いいたします。

今回の補正は、事業費確定及び決算見込み等による歳入歳出の調整を行うものです。

主なものについて御説明いたします。

歳入でございますが 1款 使用料及び手数料 1項 使用料 1目 診療所使用料に6百61万3千円を佐多診療所患者数の増による診療収入の増額であります。

2款 県支出金 1項 県補助金 1目 医療施設運営費補助金の佐多診療所医療施設運営費補助金を2百82万5千円減額。

2目 へき地診療所施設整備費事業の医療施設整備費補助金を89万8千円減額。補助事業費の決定に伴う、予算の減額計上でございます。

3款 繰入金 1項 一般会計繰入金 1目 一般会計繰入金を8百55万6千円減額。各診療所の事業費の実績見込みによる、減額計上でございます。

続きまして、歳出の9ページから10ページにつきましては、事業費確定及び決算見込み等による歳出の減額調整でございます。

よろしく御審議、御決定くださるようお願いいたします。

介護福祉課長（上之園健三君）

それでは、議案第53号及び54号についてご説明させていただきます。

議案第53号 平成28年度 南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）

平成28年度 南大隅町の介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2千1百1万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9千64万3千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び、当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

6ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出ともに実績を見込みましての増減を計上させていただいた内容でございますが、減額分を割愛させていただきまして、増額分についてご説明させていただきます。

まず、1款の保険料につきましては、65歳到達の1号被保険者の増に伴い、現年度分普通徴収保険料を84名分でございますが、3百万円を追加計上したところでございます。中ほどでございます。

4款 国庫支出金の介護給付費負担金の7百98万3千円及び5款の県支出金の介護給付費負担金98万6千円につきましては、実績見込み額に対します変更交付決定に伴う追加分でございます。

7ページをお願いいたします。

下から2段目 8款 繰越金につきましては、先にご質問いただきました、平成27年度の繰越金を基金へ積み立てるために計上したものでございます。

次に、9款 諸収入 2項の雑入 1目の第三者納付金につきましては、交通事故により入院され、介護保険を利用された方について、自動車対人賠償保険から支払われました保険金1百26万4千円を計上したものでございます。

歳出についてでございますが、8ページをお願いいたします。

中ほどでございます。

2款 保険給付費 1項 介護サービス等諸費 3目の地域密着型介護サービス給付費の、1千万円の追加につきましては、グループホーム等への入所者にかかる費用でありまして、在宅から認知症対応型施設への入所者の増加及び、小規模な通所介護施設の利用者が増加したことにより、予算に不足を生じることから、追加をお願いするものでございます。

その下、5項 特定入所者介護サービス等費の6百万円につきましても、特別養護老人ホームや介護保険施設に入所されている方の居住費、食費等について、利用者負担限度額を超えた分についてをお支払いするものでございますが、こちらの施設への入所者は若干でありますが増えておりますけれども、ショートステイなどの利用頻度が増加したことに伴い、増額する分でございます。

10ページをお願いいたします。

4款の基金積立金につきましては、27年度の繰越金分2千8百万とび5千円の基金を積立てるものでございまして、これを受けまして、基金残高が、5千1百26万2千円となるとところでございます。

続きまして、議案第54号についてご説明させていただきます。

議案第54号 平成28年度 南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）

平成28年度 南大隅町の介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出の予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1千5百38万3千円とする。

2、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

6ページをお願いいたします。

今回の補正は、保険勘定同様、実績を見込みましての所要の調整を計上させていただいたものでございますが、歳入の1款 サービス収入の減につきましては、要支援1、2の方を対象としたケアプラン作成の件数が減ったことによります減額補正でございます。

2款の繰入金につきましては、上記の居宅介護サービス計画収入の減に伴う減額分と、7ページに計上しておりますが、居宅介護支援事業所に委託を行います、介護予防ケアプランの作成件数の増加に伴います委託料を追加するものでございまして、一般会計からの繰入れを計上させていただいたところでございます。

ご審議、ご決定いただきますよう、よろしく申し上げます。

議長（大村明雄君）

暫時休憩します。

10 : 59
～
10 : 59

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

支所長（山野良慈君）

続きまして、議案第55号 下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

まず、1ページでございます。

議案第55号 平成28年度 南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度 南大隅町の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8百81万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5千9百72万6千円とする。

2、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、第3表 地方債補正による。

4ページをお願いします。

第2表 債務負担行為であります。事項 し尿処理場管理委託。期間 平成29年限度額は8百万円をお願いするものでございます。

第3表 地方債の補正であります。下水道事業の補正前、限度額7百40万円を2百60万円減額し、4百80万円に変更。起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と変更はございません。今回の変更は、事業費の補正に伴う調整をお願いするものでございます。

7ページをお願いします。

歳入でございますが、2款 国庫支出金 1項 国庫補助金 1目 下水道費国庫補助金を4百万円減額。同じく、7款 町債 1項 町債 1目 下水道債を2百60万円減額。長寿命化機能強化事業等の実績見込みに伴い、減額計上するものでございます。

続きまして、8ページ。歳出につきましては、1款 総務費 1項 総務管理費 1目 農業集落排水事業費の委託料を1百96万円減額。

15 工事請負費6百24万8千円減額。事業費の確定及び決算見込み等による歳出の減額調整でございます。

よろしくご審議、ご決定くださるようお願いいたします。

町民保健課長（馬見塚大助君）

続きまして、議案第56号をお願いします。

南大隅町 後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

1ページをお願いします。

議案第56号 平成28年度 南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
平成28年度 南大隅町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3千8百37万7千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

6ページをお願いします。

まず、歳入でございますが、主なものにつきまして、ご説明いたします。

1款 後期高齢者医療保険料 1項 後期高齢者医療保険料 1目 特別徴収保険料
87万4千円を減額いたします。

2目 普通徴収保険料の現年度分5百45万1千円を計上いたします。75歳到達者分、及び所得更正が主であります。

3款 繰入金 1目 事務費等繰入金3百33万4千円を減額いたします。

2目 保険基盤安定繰入金3百25万4千円を減額いたします。保険基盤安定分担金の確定に伴うものです。

5款 繰越金 1目 繰越金2百66万9千円を計上いたします。

7ページでございます。

歳出をご説明いたします。

1款 総務費 1目 一般管理費15万円を減額いたします。主なものは保険証送料の執行残です。

2款 後期高齢者医療広域連合納付金 1目 後期高齢者医療広域連合納付金1百32万6千円を計上いたします。被保険者保険料納付金の見込みの増と保険基盤安定分担金の確定に伴う執行残の減額です。

3款 保健事業費 1目 健康保持増進事業費38万8千円を減額いたします。長寿健診事業の執行残です。

4款 諸支出金 2目 還付金38万円を減額いたします。資格喪失による還付額の見込減によるものです。

以上、ご審議ご決定方よろしくお願い致します。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

議案第49号 平成28年度 南大隅町一般会計補正予算（第17号）について質疑はありませんか。

7番（水谷俊一君）

障害者福祉費についてお伺いいたします。

障害者福祉の扶助費。自立支援給付費が

(「何ページか。ページ数を」との声あり)

ごめんなさい。25ページです。よろしいですか。

扶助費の自立支援給付費6百40、ごめんなさい6百49万2千円。これの内容を説明をいただきたいと思います。

町長（森田俊彦君）

担当課長に説明させます。

介護福祉課長（上之園健三君）

障害者自立支援給付費の6百49万2千円につきましては、新規の認定者はわずかな伸びではございますけれども、施設の利用者のサービスに係る形態が変わってきておりまして、月によってばらつきはございますけれども、サービスの利用頻度が上がってきたというところでございます。

実際、主な中身としましては、10月末から11月、10月以降、1月2月も含めてでございますが、病院から施設へ、或るいは在宅から施設へ入所された方々がおられますが、この方々のサービスに係る分が12月の補正で間に合わなかった分がございまして、今回計上させていただくことでございます。

7番（水谷俊一君）

町の負担なんですが、これに係る国庫、県の負担金は発生しないんですか。

介護福祉課長（上之園健三君）

歳入としましては全体的に4分の1を町負担になってございますが、歳入歳出、国が2分の1、県が4分の1ということでございます。

7番（水谷俊一君）

ということは、この国、県の歳入はもう以前に行われているということによろしいんですか。

介護福祉課長（上之園健三君）

折込みの分もございますけれども、障害福祉につきましては、次年度の精算額となっておりますので、その折で計上させていただくこともございます。

議長（大村明雄君）

ほかに質疑はありませんか。

8番（大久保孝司君）

3款 民生費のページ数で言いますと、24ページですが、よろしいでしょうか。繰出金の国民健康保険事業繰出金。2千5百64万3千円。説明を願えますか。

町長（森田俊彦君）

町民保健課長に説明させます。

町民保健課長（馬見塚大助君）

ただいまの大久保議員の質問でございますが、国民健康保険事業特別会計補正予算の第4号の8ページをすいませんお願いします。

下段の方になりますが、9款 繰入金 1項 一般会計繰入金の中の、まず1つが、保険基盤安定繰入金。これが4百31万7千円の減額です。それから、2節の助産費等繰入金56万円減額です。それから3節の、すいません9ページです。財政安定化支援事業繰入金18万5千円の減額です。

そして、4節その他繰入金3千31万6千円。一般会計からのその他繰入でございます。

それと5節の事務費繰入金38万9千円。合計の2千5百64万3千円となっております。

以上です。

8番（大久保孝司君）

財務の方に伺いたかったんですが、これ法定内なのか、法定外繰入でされているのか、そこを1番聞きたかったわけですね。総務課長の方の説明がここの中ではなかったものだから、どういう理由で繰り出しているのかってそこを聞きたいんです。財務の方から説明してくださいよ。

町長（森田俊彦君）

総務課長に答弁させます。

総務課長（相羽康德君）

ただいま町民保健課長の方から説明がございましたけれども、今回の2千5百64万3千円。このうちですね、法定外の繰入金が3千飛んで31万6千円となるところでございます。

（「あっちゃとまって、金額を」との声あり）

議長（大村明雄君）

よろしいですか。

8番（大久保孝司君）

国民健康保険繰出金の2千5百64万3千円の内容を聞きたい。今、3千万という数字が出たものだから、あれって思ったんです。よろしいでしょうか。

議長（大村明雄君）

暫時休憩します。

11:15
～
11:15

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長（相羽康徳君）

先ほどですね、国民健康保険事業特別会計の中で、町民保健課長が説明をしたかと思いますが、そちらの9ページをご覧いただいたらと思います。

こちらの、9款 繰入金の一般会計繰入金。

（「ちょっとまってよ。それさっき説明があったよ」との声あり）

はい。

（「再度するわけ。」との声あり）

（「休憩してもらって説明をしてもらおうかな。」との声あり）

（「さっき説明がありましたよ。」との声あり）

はい。ここのですね、合計のところに2千5百64万3千円。これが、一般会計の繰出金2千5百64万3千円。これと一致することになります。この、2千5百64万3千円の内訳が先ほど申し上げましたとおり、それぞれございますけれども、そのうち、その他繰入金こちらの3千飛んで31万6千円。これが、法定外の繰入金ということでご理解いただいたらと思います。

議長（大村明雄君）

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

3番（松元勇治君）

企画費に関してなんですけど、企画費19ページの、役務費の手数料の内訳を説明をお願いします。

町長（森田俊彦君）

企画振興課長に答弁させます。

企画観光課長（竹野洋一君）

まず、手数料の内訳でございますが、1千3百10万4千円のうち、JT Bのフルカバーによる手数料でございますが、先ほど9%と申し上げました、この金額が1千1百70万円。それから、ヤフーに支払います公金決済に係る手数料、これが1%でございますが、これに消費税を加算をいたしまして、1千、失礼いたしました、1百40万4千円。合計いたしまして、1千3百10万4千円というふうになります。

3番（松元勇治君）

このヤフーの1%っていうのは、ふるさと納税が返礼品に係わるのだけでっていうことですか。9%のJTBに払う分とヤフーとはなぜ分かれているんですか。ヤフーののは、ふるさと返礼品とは係わりなくヤフーに関係してくる。

企画観光課長（竹野洋一君）

JTBに支払う手数料。それから、ヤフーの公金決済手数料ともにネット上のサイトを通して入ります金につきましては、これを一律にふるさと納税の寄附金額を算定基礎として同じように算出されます。

3番（松元勇治君）

報償費に関しまして、記念品にもJTBにはそれぞれ8%が15%いう中で一律にはならないんですが。10%程払われてるんですが、最終的にJTB20%、町に入るふるさと納税は納税額、納税された方々の30%という割合をどう考えられますか。それが契約だったんですけど。

企画観光課長（竹野洋一君）

寄付金の返礼につきましては、先ほど申し上げました、寄付金額の総額の60%というふうに、これは定めておりますが、それ以外のJTBに支払います手数料につきましては、9%というような、これはもう一律に本町のみでならずですね、他市町におきましてもお聞きする中では、一律に9%というのが契約上の取決めとはなっておりますので、その形で処理をさせていただいております。

議長（大村明雄君）

ほかに質疑はありませんか。

12番（川原拓郎君）

繰越明許費の関係で6ページですが、農業水産業費5款 被災農業者向け経営体育成支援事業（園芸）（畜産）の関係で、これ台風16号の関係で、被災された方への国、県からの補助金の繰越したと思うんですが、現在の復旧状況は何パーセントぐらいであるのか、その完成した農家については、支払いはどのようにされているのか伺います。

町長（森田俊彦君）

経済課長に答弁させます。

経済課長（尾辻正美君）

台風16号に伴います被災農業者の経営体育成支援事業でございますが、それぞれ園芸、畜産というふうに分かれてございます。12月補正で園芸、畜産それぞれ予算計上させていただきました。そして、この時期になりまして、実績見込みが立っております、実績見込みによりまして非常に被災農家、被災施設が多い関係から、決算できるもの、また繰り越さなければならぬもの、繰り越しが非常に大きくなっております。

園芸で申しますと、決算の事業費が2千、申し分けございません2百48万7千円。繰越しが1千6百98万円という割合でございます。

それと、畜産の方は、決算が3百95万1千円。繰越しが1億8百61万1千円。件数的にはですね、具体的な件数は、園芸農家の方が年度内完了が8戸、繰越しが6戸でございます。畜産農家が年度内完了が4戸、繰越しが6戸でございます。金額の割合、それと現在の進捗状況は、具体的には押さえておりませんが、この金額からご理解いただくとおり、非常に繰越が多い状況でございます。当然、年度内決算の分は、出納整理以内に支払いを行います。

以上でございます。

議長（大村明雄君）

よろしいですか。

（「はい」との声あり。）

ほかに質疑はありませんか。
ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、議案第49号 平成28年度 南大隅町一般会計補正予算（第17号）についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第49号 平成28年度 南大隅町一般会計補正予算（第17号）については、原案のとおり可決されました。

これから質疑を行います。

議案第50号 平成28年度 南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
について質疑はありませんか。

8番（大久保孝司君）

さっきの国保会計の部分ですけれども、3千31万6千円が法定外繰入で入っておりますね、今回の中で基金繰入の方も

（「マイクを意識して。」との声あり）

基金のほうからの繰入も結構多く、繰り出しのも出ていますよね。
まず、1番心配しているのは16億に、国保会計がなるという状況ですけれども、今後やっぱり、相当心配されるわけですが、現在、国民健康保険の基金というものは、これを3月を終えた時点の計画の中で、どれだけの基金の額になりますか。

町民保健課長（馬見塚大助君）

昨年度、県の国保連合会から、雑入で取り入れました3百55万円が現在補正後の基金残高になっております。

議長（大村明雄君）

よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第50号 平成28年度 南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第50号 平成28年度 南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

これから質疑を行います。

議案第51号 平成28年度 南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第51号 平成28年度 南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって議案第51号 平成28年度 南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

これから質疑を行います。

議案第52号 平成28年度 南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第3号）について質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから議案第52号 平成28年度 南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第3号）
についてを採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって議案第52号 平成28年度 南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第3号）
については、原案のとおり可決されました。

これから質疑を行います。
議案第53号 平成28年度 南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予
算（第3号）について、質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから議案第53号 平成28年度 南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計
補正予算（第3号）についてを採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって議案第53号 平成28年度 南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

これから、質疑を行います。

議案第54号 平成28年度 南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）について、質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第54号 平成28年度 南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって議案第54号 平成28年度 南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

これから、質疑を行います。

議案第55号 平成28年度 南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから議案第55号 平成28年度 南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
についてを採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第55号 平成28年度 南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
については、原案のとおり可決されました。

これから、質疑を行います。
議案第56号 平成28年度 南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
について質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第56号 平成28年度 南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって議案第56号 平成28年度 南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

議長（大村明雄君）

休憩します。

11：30

～

11：30

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

▼日程第14 議案第57号 財産の無償貸付について議決を求める件

議長（大村明雄君）

日程第14 議案第57号 財産の無償貸付について議決を求める件を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第57号は、財産の無償貸付について議決を求める件であります。

本案は、契約期間満了に伴い、引き続き、本町、花ノ木地区にある錦江町と南大隅町の共有地、旧国産材加工センター跡地をベネフィット森林資源協同組合に、製材施設用地として、7646.05平方メートルを、平成29年4月1日から平成32年3月31日まで、無償貸付しようとするものでございます。

よろしく、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます
これから、議案第57号 財産の無償貸付について議決を求める件を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第57号 財産の無償貸付について議決を求める件は、原案のとおり可決されました。

▼日程第15 議案第58号 南大隅町医師住宅条例制定の件

議長（大村明雄君）

日程第15 議案第58号 南大隅町医師住宅条例制定の件を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第58号は、南大隅町医師住宅条例制定の件であります。
本案は、南大隅町立へき地出張診療所に勤務する医師の福利厚生を増進を図るための医師住宅について、名称、戸数、位置及び管理運営等について定めるものであります。
よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

7番（水谷俊一君）

この条例 4条 管理及び運営という中で、医師住宅の管理及び運営は、診療施設が行うというふうに明記してあるんですが、今後この住宅の維持管理に要する費用の全て、これは全て診療所事業の特別会計で賄うということによろしいですか。

町長（森田俊彦君）

支所長に答弁させます。

支所長（山野良慈君）

維持管理 第6条の費用負担ということで光熱水費等を全部謳ってございますが、大きな修繕とか、そういうことについて、そこの診療所で、特別会計の中で対応していくという考えでございます。

7番（水谷俊一君）

診療施設が行うということは、郡の分に関しては郡の診療所が、それと伊座敷の分に関しては、伊座敷の診療所の費用の中で、全て災害が起こったり修繕したり、いろいろな費用というのは、それで賄うということによろしいですか。

支所長（山野良慈君）

保険等かけてございますので、そういう特別会計の各診療所施設ごとに対応していかれます。

議長（大村明雄君）

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第58号 南大隅町医師住宅条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第58号 南大隅町医師住宅条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼日程第16 議案第59号 南大隅町税条例等の一部を改正する条例制定の件

議長（大村明雄君）

日程第16 議案第59号 南大隅町税条例等の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第59号は、南大隅町税条例等の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第86号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令（平成28年政令第360号）が、平成28年11月28日にそれぞれ公布され、いずれも原則として公布の日から施行されることとされました。

また、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成28年法律第70号）が、平成28年6月7日に公布され、原則として公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとされました。

これら法改正等に伴い、町税条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第59号 南大隅町税条例等の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第59号 南大隅町税条例等の一部を改正する条例制定の件は原案のとおり可決されました。

▼日程第17 議案第60号 南大隅町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定の件

議長（大村明雄君）

日程第17 議案第60号 南大隅町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第60号は、南大隅町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

本案は、消費税率10%への引上げが平成31年10月に延期されたことを受け、現行の第1段階の方への第1号保険料軽減を継続するため、所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、議案第60号 南大隅町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第60号 南大隅町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼日程第18 議案第61号 南大隅町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議長（大村明雄君）

日程第18 議案第61号 南大隅町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第61号は、南大隅町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。
本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の改定を行うものであります。
主な内容は、「介護休暇の分割取得」、「介護時間の新設」、「子の範囲の拡大」等の改正を行うものであります。
よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから議案第61号 南大隅町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第61号 南大隅町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼日程第19 議案第62号 南大隅町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議長（大村明雄君）

日程第19 議案第62号 南大隅町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第62号は、南大隅町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の

件であります。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

主な内容は、「非常勤職員の育児休業に係る要件の変更」、「育児休業の対象となる子」の範囲が拡大されたことに伴う改正を行うものであります。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありません。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第62号 南大隅町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって議案第62号 南大隅町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼日程第20 議案第63号 南大隅町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議長（大村明雄君）

日程第20 議案第63号 南大隅町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第63号は、南大隅町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

本案は、空家等対策の推進に関する特別措置法の制定に伴い、「空家等対策協議会」を設置し、空家等対策計画の作成等及び実施に関する協議を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

主な改正の内容につきましては、別表第1に「空家等対策協議会委員（弁護士）」と「空家等対策協議会委員（弁護士を除く）」を加え、日額報酬額1万5千円と5千2百円とし、費用弁償を他の委員と同様にしようとするものであります。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第63号 南大隅町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第63号 南大隅町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼日程第21 議案第64号 南大隅町監査委員条例の一部を改正する条例制定の件

議長（大村明雄君）

日程第21 議案第64号 南大隅町監査委員条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第64号は、南大隅町監査委員条例の一部を改正する条例制定の件であります。

本案は、例月出納検査の期日を、実態に合わせて「毎月20日」から「毎月15日」に変更しようとするものであります。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第64号 南大隅町監査委員条例の一部を改正する条例及び条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第64号 南大隅町監査委員条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼日程第22 議案第65号 南大隅町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議長（大村明雄君）

日程第22 議案第65号 南大隅町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第65号は、南大隅町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

本案は、消防団員の減少に伴い、消防団員任用の資格について「勤務する者」を追加することで消防団員を確保し、地域防災体制の充実強化を図るため一部改正を行うものであります。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番（水谷俊一君）

今回の改正なんですが、団員の不足でという説明がありましたけれども、勤務する者の定義なんですけれども、これは町外居住者でも構わないと。また、町外居住者にも、賃金が費用が支払われるということよろしいですか。

町長（森田俊彦君）

総務課長に答弁させます。

総務課長（相羽康徳君）

ただいまのご質問でございますが、今回の改正につきましては、町外に住所を有する方が、町内の職場に勤務する方々を想定しての改正ということでございますので、当然、報酬等についても支払いをするというふうに考えております。

7番（水谷俊一君）

その団員を採用する際に、その団員の候補となる方の審査というものはきちっと行われるということでしょうか。

総務課長（相羽康徳君）

当然でございますけれども、審査を行って団員としていくということを考えております。

議長（大村明雄君）

よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

12番（川原拓郎君）

その条例の改正については私も賛成といいますか、そのようにしていかなければ団員の減少に歯止めがかけられない状況であることと、それとまた非常の場合、非常に団員が少ないということは非常に、この前も数件の火災が発生しているんですけど、団員でない方の協力体制というのも大事なことであろうと思います。

しかしながら非常の場合、町外に居住されとった場合、距離的な問題等は発生しないのか。ここらへんについては協議されていないんですか。

例えば錦江町なら南大隅町、近隣の町として出動できるし、それが鹿屋市となった場合、非常の場合、難しいのかなというふうにも考えるところですが。

議長（大村明雄君）

暫時休憩します。

11 : 49
～
11 : 50

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長（森田俊彦君）

総務課長に答弁させます。

総務課長（相羽康徳君）

確かにですね、町外居住となりますと、夜間での出動、これは町内に居住する団員からすると遅れることになろうかと思いますが、そこらあたりについてはですね、今後、消防団の組織の中でもですね、検討していきたいというふうに考えております。

議長（大村明雄君）

他に質疑はありませんか。

8 番（大久保孝司君）

町外の方が勤務されている場所で、その分団の配置を行うのか、また今の質疑の中でも出ました、そういったことが想定されるのであれば、分団長からの携帯電話での連絡、そういったものも必要だと思うんですが、そこらあたりはどうですか。
勤務されている場所によって分団を区別されるのか。

町長（森田俊彦君）

総務課長に答弁させます。

総務課長（相羽康德君）

現在のところそこまでですね、詳しく詰めているわけではございませんので、今後、消防団の組織の中でもですね、検討をさしていただいて、どう持っていくのが1番いいのか、どこの分団に所属すべきか、ここらあたりは十分にですね検討して参りたいというふうに思います。

議長（大村明雄君）

他に質疑はありませんか。
ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、議案第65号 南大隅町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって議案第65号 南大隅町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例

の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼日程第 2 3 議案第 6 6 号 個人情報保護条例等の一部を改正する条例制定の件

議長（大村明雄君）

日程第 2 3 議案第 6 6 号 個人情報保護条例等の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第 6 6 号は、個人情報保護条例等の一部を改正する条例制定の件であります。

本案は、平成 2 9 年 5 月 3 0 日から「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」いわゆるマイナンバー法が改正され施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

具体的には、マイナンバー法の一部改正により当町の条例が参照している条項が変更になるため、条項のズレを解消するために条例改正を行うものであります。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第 6 6 号 個人情報保護条例等の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第66号 個人情報保護条例等の一部を改正する条例制定の件は原案のとおり可決されました。

▼日程第24 議案第67号 南大隅町課設置条例の一部を改正する条例制定の件

議長（大村明雄君）

日程第24 議案第67号 南大隅町課設置条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

議案第67号は、南大隅町課設置条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本案は、効率的、効果的な業務執行が可能となるよう組織の強化を行おうとするものであります。

具体的には、「企画観光課」を「企画課」と「観光課」に分離し、それに併せて所掌事務の変更を行い、効率的な組織体制を確立するものであります。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第67号 南大隅町課設置条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第67号 南大隅町課設置条例の一部を改正する条例制定の件は、原案とおりに可決されました。

休憩します。

11:56
～
13:00

- ▼日程第25 議案第68号 平成29年度 南大隅町一般会計予算について
- ▼日程第26 議案第69号 平成29年度 南大隅町国民健康保険事業特別会計予算について
- ▼日程第27 議案第70号 平成29年度 南大隅町簡易水道事業特別会計予算について
- ▼日程第28 議案第71号 平成29年度 南大隅町診療所事業特別会計予算について
- ▼日程第29 議案第72号 平成29年度 南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算について
- ▼日程第30 議案第73号 平成29年度 南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について
- ▼日程第31 議案第74号 平成29年度 南大隅町下水道事業特別会計予算について
- ▼日程第32 議案第75号 平成29年度 南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算について

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第25号 議案第68号 平成29年度 南大隅町一般会計予算についてから、日程第32号 議案第75号 平成29年度 南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算についてまで、以上8件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

(町 長 施 政 方 針)

町長（森田俊彦君）

ただいま一括提案となりました、議案第68号から議案第75号までの提案理由とあわせまして、まず冒頭に、平成29年度の町政運営に関します、私の施政方針を述べさせていただきます。

まず、昨年は熊本地震をはじめ、年始めからの記録的な大雪により、雪害や9月に襲来した台風16号の暴風雨により本町の基幹産業である露地作物や施設園芸、そして建物等に甚大な被害をもたらすなど自然災害の多い年でありました。

被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

また、熊本地震が一つの契機となりました、役場本庁舎の耐震化対策につきましては、町内各種団体の代表者等で組織された、庁舎整備事業有識者検討委員会からの附帯意見を踏まえた上で、町内13ヵ所において町政座談会を開催しましたが、承りましたご意見を総合的に判断し今後、結論を出すこととしております。

私は、平成21年4月に就任しましてから2期8年が経とうとしておりますが、現在、平成27年度に策定した「新たな始動、そして躍動へ」をスローガンとする、「南大隅町第2次総合振興計画」に基づく施策を進めております。

これまでの財政硬直化の時代からの脱却に奔走し、職員数の削減や補助事業の見直し、補助金の節減など、町民の皆様へご無理も申し上げ厳しい行財政改革に取り組んで参りました。その結果、皆様のご理解のもと、行政改革の成果が行政指標に着実に表れ、財政状況は好転してきており、安定した財政運営であります。

また、人口減少に歯止めをかけ、子や孫と一緒に暮らせるまちづくりを実践するため、私が、町政推進の大きな柱として挙げております、「農商工連携」、「定住促進」、「健康づくり」、「観光振興」につきましては、町民の皆様及び関係団体のご協力を賜り、着実に前進していると実感しております。

しかしながら、全国的な問題となっております、人口減少や少子高齢化の波は、本町にも容赦なく押し寄せ、依然として厳しい状況であります。そのような折、国は、地方創生と一億総活躍社会の実現に向け多岐に亘る様々な施策を展開しております。

本町におきましても平成27年10月に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。「ひと」が「しごと」を呼び、「しごと」が「ひと」を呼込む好循環を確立させ、「まち」はこの好循環を備えなければなりません。

町民皆様のお力添えを賜り、この1年とあわせ、これまでの8年間のさまざまな成果の積み重ねを大きな糧に、引き続き、町民皆様のご支持をいただければ、次期4年についても誠心誠意頑張る覚悟でございます。

それでは、平成28年度定例会3月会議の開会にあたり、私の町政運営に対する基本方針と、今後取り組むべき重点施策の概要を、ご説明申し上げますが、本年は、町長並びに議員ともに審判を受ける改選の年でありますので、今年度当初はこれまで、議員各位から喫緊の政策要望として賜りました施策とあわせ、経常経費を主体とした骨格予算であることをご理解賜りたいと思います。

まず、本町の現状として、高齢化率が引き続き46.1%と、県内一であり、また合併当時1万4百32人の人口が、今年2月には7千7百30人と、この11年間で2千7百

2人、25.9%の減少となっております。

また、財政的な見地から申し上げますと、普通会計ベースで平成17年度末、約125億円ありました地方債残高は、平成27年度末で、約89億円まで縮減し、一方、基金残高は、平成17年度末、約17億円でありましたが、平成27年度末、約90億円となっております。財政状況としては、概ね堅調運営であると考えております。

このような現状を情勢を十分に鑑み、平成29年度に向けては、既存の3本柱プラス観光振興と合わせ、さらにきめ細かい住民目線に沿った施策に取り組んでいく考えであります。

特に、私が町長に就任したときから懸案事項でありました主要施策の一つでもありましたが、佐多岬公園の整備が平成30年度には完成する予定です。また、ほぼ同時期に、雄川の滝や伊座敷トンネルなど、本町のインフラ整備が完了します。さらに今年4月から根占港と指宿港間で高速船の運航が開始される予定です。根占港と山川港間のフェリーと併せて、二つの航路体制となり、観光客や町民の利便性が増し、交流人口増が期待されることとなります。

加えて、NHK大河ドラマ「西郷どん」が、平成30年に放映されることが決定しております。この機会を最大限に生かせるよう、町民の皆様と一緒に町政運営に邁進してまいります。併せて、新たな産業の振興や起業を、期待しているところであります。

また子育て環境の整備、本町への移住定住を促進するため、本町独自の施策として、「子育て支援の拡充」を行い、「子育て支援日本一」を自負しております。今後も「子育てするなら南大隅町」というフレーズを全国に発信し、本町への移住定住を促進してまいります。

本町が飛躍する好機到来を前に取り組むべき事は、リーダーの育成です。観光産業に限らずほかの産業や福祉、教育、防災等さまざまな分野でそれぞれ活躍してくださるリーダーが必要です。

町民一人一人がリーダーになっていただきたい。

活力あるまちづくりの主役になっていただきたい。

移住される方も町の主役になってもらいたいとの思いから、平成29年度は、「町民が主役」を施策の基本に挙げ、事業推進を図ってまいります。

平成29年度一般会計予算については骨格予算であることから、当初予算額が対前年度比マイナス7%、4億9千62万8千円減の総額65億5千8百73万2千円を計上させていただいております。

歳入については、地方交付税に依存する状況が続いております。予算の構成比をみますと、自主財源率は21.4%であり、国・県支出金が14.5%、地方交付税が47.8%、地方債が13.3%という状況であります。

また、歳出については、議会費が12.5%の増。これは、昨年度の議員欠員が2名の状況があったことによるものであります。

商工費が56.2%の増。これは観光協会の組織の強化及び佐多岬ふれあいセンターの運営事業によるものであります。

今年度は骨格予算となっておりますが、地方債残高と、基金積立額のバランスに配慮しながら、引き続き、将来に亘り健全で持続可能な安定的財政運営に努めることとなります。

なお、歳入確保として取り組んでおります基金の運用に関しましては、南大隅町資金管理及び運用規則等に基づき、複数年定期の増額や国債・地方債等の公共債券運用により歳入確保に努めているところであります。

しかしながら、トランプ米大統領の「米国第一主義」の保護主義的な姿勢が、世界経済に混乱をもたらすとされることや、欧州主要国の政治リスクの警戒など、世界経済の先行き不透明要素が多い中で、株価、為替、債券等にも多大なる影響が予想されると思われませんが、日々刻々と変化する状況を的確に見きわめながら安全第一のもとで債券等運用し、財産運用収入の確保に努めてまいります。

また、歳入全体の50%近くを占める普通交付税の合併算定替により交付も平成27年度以降、段階的縮減を経て、平成32年度からは、1本算定となり、大きな歳入減が見込まれるところでありますので、各種事業実施に当たっては、国・県等上位機関の事業導入を徹底的に図り、国県支出金の確保と併せ、優位な地方債の適切な運用に努め、歳入確保を図ってまいります。

次に、歳出における分野ごとの概要についてであります。

まず初めに、本町の基幹産業であります農林水産業についてであります。

地域に密着した産業である、農林水産業の成長産業化を進め、基幹産業としての維持・発展と就業者の所得の向上を図るため、関係機関との連携により、生産所得向上施策、就業者確保施策、有害鳥獣被害対策等の着実な推進に努め、また、来訪者と生産者が触れ合い本町の第一次製品の販売・PRを行う場として、引き続き、ふるさと祭り、ふれあい地産地消フェア、肉の感謝祭、お魚まつりを開催し、地産地消・地産来消の取組みを行います。

また、今後も第一次産業の生産額の更なる増加と、就業者の所得向上を図るため、「南大隅町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に定める施策を進めてまいります。

生産所得向上施策としましては、生産基盤整備等の国・県補助事業の活用を図りながら、併せて、産業振興支援、農産物等生産条件整備、地域特産作物導入推進に努めてまいります。

就業者確保施策につきましては、農業者入植促進事業、青年就農給付金、新規就農者研修制度の活用と、認定農業者協議会等の組織強化を図ります。

深刻化する鳥獣による農作物等の被害対策につきましては、引き続き、「追い払い」、「侵入防止」、「捕獲」の3つの取組みを強化してまいります。特に、最も効果が高い捕獲については、狩猟免許所持者の増加を図るため、「免許取得経費」及び「登録経費等」の助成を行うとともに、箱ワナの貸し出し、大型の「囲いワナ」の設置助成、指定管理鳥獣捕獲等事業への取組みなど、有害鳥獣の捕獲数増加策を推進します。

また、農業委員会法の改正により、担い手への農地の集積、集約化、遊休農地の発生防止・解消等が農業委員会の重点業務として位置づけられたことから、農地パトロール等の強化により、農地の荒廃を防止し、有害鳥獣被害の軽減に努めます。

本町の耕種農業の基幹作目であるバレイショの振興については、共済掛金の助成を実施し、加入率向上を図ることで、災害時の生産者の収入確保を図ります。

また、東京農業大学と連携、鹿児島大学農学部との連携により、農産物加工品の開発、流通、販売、認証制度の取組みを進めてまいります。

畜産業の振興については、引き続き、家畜伝染病の防疫に努め、畜産経営環境の整備を進めてまいります。また、第11回全国和牛能力共進会に向けた取組み強化と、優良銘柄の確立に努めます。

林業の振興については、本町の民有人工林は7割が利用期を迎えています。一方、県内外では、大手製材工場、木質バイオマス発電所の稼働により、木材需要が急増していることから、計画的な木材生産量の増加増益を図るため、森林組合等の林業事業体の体質強化

を図ります。

水産業の振興については、引き続き、国・県等の補助事業導入により、養殖漁業及び沿岸漁業の振興を図り、漁業者及び漁業協同組合の経営安定と漁業資源の開発・育成・保全と有利な流通開拓に努めてまいります。

本町の観光振興策は佐多岬整備や、雄川の滝整備を大きな柱として、南大隅町観光振興基本計画を踏まえ、国、県のほか、大隅、指宿の市・町や、観光協会、広域団体など関係機関とも連携を図りながら積極的に取り組んでまいります。

佐多岬整備につきましては、北緯31度線モニュメント広場が昨年8月に完成し供用開始されたところです。また、現在、展望台やエントランス広場、遠路整備なども本格的な工事がスタートし、平成30年9月末の完了予定となっております。今後は観光案内所や施設の管理運営体制の確立を図ってまいります。

佐多岬は、本町はもとより大隅半島においても、観光振興上極めて重要な観光資源であり、今後も関係機関との緊密な連携を図り、早期完成に向け着実な進捗管理に努めてまいります。

次に、雄川の滝は引き続き高い注目度を維持しており、環境省では国立公園の魅力向上策として「ステップアッププログラム 2020」が発表され、この中で雄川の滝を国立公園編入することも、検討されている旨、新聞報道もあり、さらに注目度が上がっています。

現在は、牛牧橋の架け替えや道路改良工事も、ほぼ完了したほか、県により遊歩道の整備も年次的に行われております。今後は県の事業による展望デッキや遊歩道の整備、駐車場やトイレ整備などを行い、関係機関との連絡調整を図り、一層雄川の滝の魅力をPRしていけるよう取り組んでまいります。

また、本町の観光まちづくりを担う中心的な組織として、平成27年4月に発足した南大隅町観光協会では、観光ポータルサイトとなるホームページの運用、観光おもてなしPR車の運営、佐多岬における繁忙期の受入れ態勢、会報の発行など、着実に取り組んでいただいているところです。

今年度は南大隅町の認知度をさらに上げるために引き続き、写真や動画を投稿するInstagramを活用した情報発信、観光PR車の運営や研修会の開催、会報発行などを実施していくほか、ワンストップ窓口として休日にも対応できる観光案内所の機能を検討することとしており、町としましても、積極的に支援していく所存でございます。

平成30年度佐多岬整備完了を見据え、行政と観光協会の協働による相乗効果で、本町の観光振興がより一層盛り上がるよう努めてまいります。

その他町内の主要観光施設であるネッピー館、なんたん市場、大浜海浜公園、さたでいランド、さたでい号の管理運営など、引き続き指定管理者による運営を行い、佐多岬ふれあいセンター運営につきましても、指定管理に向けた検討を図り、民間の創意工夫のノウハウを生かして、観光客へのおもてなしを充実してまいります。

また、明治維新150周年と併せて、2018年NHK大河ドラマ「西郷どん」の放映も決定し、徐々に盛り上がる西郷どんフィーバーのこの機会に、本町でのゆかりの地、西郷南洲翁宿泊の地を訪れる見学者の増加も期待されます。これに対応すべく、受入れ体制についても、関係機関とも連携しながら取り組みを深めてまいります。

一方、ソフト事業の整備充実のため着地型観光や、対外的PRを充実させるためにシーカヤックの体験や、佐多岬コンシェルジュの活動範囲の拡充、佐多岬バイクミーティングの開催、町内外のPRサポーターショップとの連携などを重点的に進めてまいります。

併せて、大隅広域観光開発推進会議、南隅地区観光連絡協議会、いぶすき広域観光推進

協議会など広域的な連携を図り、より効果的な観光事業推進を図ってまいります。

また、4月からは、指宿・根占間に新たに民間事業者による高速船が就航する予定となっており、両半島の観光振興がさらに加速するものと考えております。

さらに、種子島地域との交流については、両市町のイベントを通して人的交流など実現可能なことから、交流を深め、引き続き関係機関と協議しながら、観光振興による取り組みを深め、日本本土4極による広域連携事業として、根室市、稚内市、佐世保市とともに4極踏破証明書の発行に取組み、引き続き全国を巡る旅人の取込みを図ってまいります。

商工業の推進対策は、高齢化や商工会会員の減少など厳しい状況にあります。商工会を主体とした夏祭りやドラゴンボートフェスティバル、青空市などの組織活性化事業や、商工業振興資金利子補給事業などの経営安定支援やネッピー商品券発行補助事業、商業者施設改修支援事業、新規創業や事業継承支援、特産品や加工品などの、販路拡大支援、商店街活性化へ向けた特産品PR活動、街路灯管理運営支援など、商工会の自主的な主体的な取り組みの支援を図ってまいります。

定住促進策は、過疎高齢化が進む中、町内外からの定住施策としまして、定住促進住宅取得資金補助金の活用推進や、空き家バンク制度の周知活用を図り、ワンストップサービスにより、効率的な定住促進を図られるよう取り組みを深めてまいります。

ふるさと納税寄附金につきましては、制度発足以来、全国各地から、南大隅町を応援したいとご協力頂いておりますが、昨年度から民間広告事業者と連携し、さらに専門サイトを活用した情報発信による全国的な広報を行うことで、大幅な増額につながりました。本年度も更に取り組みを充実・強化することで、全国に地元農林水産物や特産品などのPRに努め、地域経済の活性化を図ってまいります。

公共交通対策につきましては、過疎高齢化が進む中、交通空白地帯の解消のため根占地区におきましては、事前予約による乗合タクシーの運行と無料のフリー乗降ができるコミュニティバスを運行しております。また、佐多地区におきましても、スクールバスの一般混乗やスクールバスの空き時間を活用し、フリー乗降のコミュニティバスや温泉送迎バスと絡めながら、交通空白地帯の解消に努めております。今後は指宿港からの高速船運航による観光入り込み客の動向なども見ながら、利便性の高い公共交通体系の確保に努めてまいります。

併せて、国道としての役割を担っている、「山川・根占航路」につきましては、山川根占航路運行推進協議会と連携し、利用促進と安定的運行に関係機関との取り組みを深めてまいります。

地域活性化策としまして、若者の定住のため、広域的な大隅5町婚活事業の取組みや、結婚祝金の交付、企画提案型まちづくり助成事業による、地域まちづくり活動の推進など、町内関係団体との連携を図り取組みを深めてまいります。

また、企業誘致や雇用対策につきましては、県関係機関などの連携による情報収集や積極的な誘致活動を図ります。併せて、学校跡地などの公共施設の利活用や自然エネルギー事業の推進、第2次総合振興計画、過疎地域自立促進計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく各種事業の展開を図ってまいります。

次に、地方創生の取組みについてであります。

平成27年国勢調査による本町人口は7千5百42人で、前回の平成22年調査時と比較して、1千2百73人減少となりました。

また、全国的には、東京一極集中に歯どめがかからない現状の中で、平成32年開催の東京オリンピック、パラリンピックがさらなる人口集中の拍車となる等の報道もなされて

いるところでございます。

厳しい状況が続いているところでございますが、地方創生につきましては、引き続き、「南大隅町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、4項目の基本目標に沿って、個別の事業を確実に実施し、その成果のつながりが南大隅町創生の総合的な成果となりますよう進めてまいります。

本年1月に東京農業大学と連携協定を締結いたしました。この協定は、大学のアジアアフリカ研究会と本町受入農家の皆様の20年を超える交流実績によるもので、今後の本町の農業振興や交流人口の増加に大きく寄与するものと考えております。連携して行う具体的事業につきましては、大学と協議の上、実施可能なものから順次事業化してまいります。

60歳未満の会員で請負事業を行うブロンズ人材センター（仮称）でございますが、につきましては、本年4月からの稼働に向けて現在準備を進めている状況であります。この組織による労働力の需給体制構築が、一時的な労働力確保や、定住促進、町民所得の向上の一助となるものと考えております。

続きまして、まちづくり・生活環境関連であります。経済産業の発展、安心・安全なまちづくり、住宅環境整備の向上を図るため、計画的な社会基盤整備を進めてまいります。道路基盤整備や、町民の安全性や利便性を考慮し、計画的な維持管理を図るとともに、観光と連携し、整備を行ってまいります。

その他、簡易な除草、側溝清掃等につきましては、シルバー人材センター等への委託地域の方々の自主的な活動、ボランティア等のご協力を賜りながら、快適な道路網の維持管理に努めてまいります。

国、県の関連事業につきましては、国道269号線道路整備事業（伊座敷トンネル）、広域基幹河川改修事業（雄川）等は、継続して行うことになっております。

また、幹線道路である県道鹿屋吾平佐多線等の未整備区間は、整備の重要性、緊急性を考慮し、早期採択に向け、要請活動を継続するとともに、地域高規格道路「大隅縦貫道」につきましても、早期事業化が図られるよう関係機関・団体と連携を強化し取り組んでまいります。

次に、農地農業用施設の整備等につきましては、引続き農作業軽減支援事業等による維持補修や原材料等の支援を行うことにより、農業従事者が効率的・安全性の高い営農を展開できるよう推進してまいります。

次に、住宅環境整備であります。子育て世代、高齢者等にとって快適で安心・安全な住宅環境の質の向上を目指すとともに、定住促進を図るため、引続き住み続ける住宅助成事業等を行うこととしております。

また、町営・公営住宅については、安全で快適な住まいを確保するため、「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、長期的な視点で、計画的な住宅ストックの整備を進めてまいります。

空家対策事業については、空家等が年々増加している現状から、本町の実情に合った効果的な、空家等対策計画等を整備してまいります。

次に、簡易水道事業についてであります。水道事業は最も重要なインフラの一つであり安定した給水を持続させるため、引続き国庫補助事業等により、佐多地区簡易水道統合事業などを実施し、老朽化した関連施設の更新や改良を計画的かつ効率的に進め、水量確保と経営の安定化に努めてまいります。

行政機構については、政策の積極的な推進を図り、効率的・効果的な、業務執行が可能になるよう、「企画観光課」を「企画課」と「観光課」に分離し、組織力の強化を図ります。

特に、適正な職員数を確保するため、退職者数に応じた適正規模の新規採用や再任用職員、嘱託職員の活用、民間委託等を行い、正確、円滑、効率的な行財政運営に心がけていきます。また、行政サービスの低下を招くことがないよう、人事評価制度の更なる充実とスキルアップのため、自治大学校をはじめ、各種研修制度を積極的に活用したいと考えております。

自治会等への支援につきましては、「自治会チャレンジ創生事業補助金」、「地域振興施設整備事業補助金」の積極的な活用と充実を図り、自発的に取り組む自治会活動を支援し、良好な地域社会の維持及び地域自治の振興を図ってまいります。

町有財産の適正管理に向けては、今後も町民の利便性を考慮しながら、最小の経費で最大の効果を発揮していくため、コスト削減や機能改善等を十分に考慮した町有財産の管理に取り組んでまいります。

電算業務においては、情報を取り扱う職員の意識改革を行っていくため、総務省の提示した情報セキュリティポリシーに関するガイドラインに沿って南大隅町のセキュリティポリシーを見直し、職員研修等を行い、情報セキュリティ事故や事件が起こらない職場環境づくりをさらに目指してまいります。

広報広聴の推進強化については、ホームページや「広報南大隅」を活用し、行政情報はもとより、移住・定住や交流人口の増、ふるさと納税等につながるような新しい情報の発信に努めてまいります。

財政運営におきましては、自主財源の確保は重要な課題であります。しかしながら、自主財源の根幹であります町税につきましては、人口減少と高齢化の加速により、年々厳しさを増し、安定した税収確保が厳しい状況にある中、一方では、地域の実情や住民のニーズに応じたきめ細やかな施策要望も多様化しており、町税の収入確保は極めて重要であります。このような状況のもと、税の公平性の観点から、適正課税に努めるとともに、法令に基づく滞納処分を適正に執行し、滞納管理システムの活用による、滞納整理の強化に努めます。

電子預金調査及び差押えに係る滞納管理システム改修を実施し、調査回答の迅速化と照合率向上等業務の改善に取り組めます。

また、債権回収プロジェクトチームによる徴収体制の連携を図るとともに、納入時間等に制約のある利用者等の利便性を向上させるため、本年度からコンビニ収納運用を開始します。今後とも納税者の不公平感をなくすとともに自主納税の推進を図り、財源確保に努めてまいります。

固定資産土地評価委託業務では、平成30年度、土地評価替えの準備作業として、不動産鑑定士による現地調査等を踏まえた専門的見地に基づく、精度の高い土地評価基礎資料を作成することにより、納税者に対し説明責任を果たし、適正で公平な課税事務を維持推進します。

地籍調査事業では、土地の境界・面積・形状などがデータ化され、公共事業の円滑化、不公平課税の是正、災害等の復旧が円滑に進められるようになります。

今年度は根占川北城内地区1. 14k㎡を計画しています。

安心・安全なまちづくりについては、本町での犯罪件数は多くはないものの、高齢者の多い本町では、より安全で安心なまちづくりを推進する上で、しっかりと対策を講じる必要があります。昨年2月から町内の幹線道路沿い9カ所に防犯カメラを設置しておりますが、事件解決につながるなど、町民の皆様より感謝されているところであります。

消防防災対策については、本町のみならず全国的に過疎高齢化による独居老人の増加や

生活様式の変化により、災害の潜在的な危険性は高まり災害も複雑多様化し、消防防災業務の充実強化と、その重要性は一層高まっております。

平成27年度から着手しております「防災行政無線デジタル化整備事業」は、今年度で事業完了となります。今まで以上に町民の皆様に緊急情報などを確実に伝える情報伝達手段が整備されるものと考えております。

また、今年度は宮田分団の消防ポンプ車の更新導入を図りますが、今後も各分団の車両を購入より25年以上経過したものから計画的に更新し、予期せぬ事態に備えております。更に、本年度より備蓄用の非常食を購入し、災害など緊急時に備えて年次的に備蓄するほか、町民が安心して安全に暮らせる「災害に強いまちづくり」を総合的に取組んでまいります。

交通安全対策につきましては、毎月初めに、各関係機関と協力し交差点等の立哨を行うとともに、各季交通安全キャンペーンなどにより、啓発活動の充実を図るほか、関係機関と連携しながら、交通安全教育や交通安全施設の整備を進め、交通事故発生件数の削減に取り組んでまいります。

次に、福祉の充実についてであります。

日本の人口構成を見ると、人口減少の問題はかなり確定した状況であり、避けて通ることはできません。出生率が下がり、若者は、現役世代が減少する中で、今後は支えてくれる、現役世代に対し、高齢者の役割が高くなってまいります。こうした中、本町はここ数年、高齢化率県下第1位で推移している現状であります。私としてはこのことは逆手にとって、「地域特性を生かした福祉のあり方」に着目し、子供からお年寄りまで幸せを実感できるような、福祉施策の推進に努めてまいります。

本町の福祉サービスは、法的サービスに加え、町単独のサービス等を考慮しますと、他の市町村と比べて充実した内容であると思っておりますが、福祉サービスに「満足」という言葉はないと考えておりますので、これまでの各種事業の周知と併せ、サービス内容の充実を図ってまいります。

また、本町の自治会や校区コミュニティは都市部と比較しますと、住民同士のつながりや地域力はまだまだあるというプラス面を生かし、福祉活動の最小単位である「地域の結い」の再生に取り組んでいくことが肝要であると考えております。

このような情勢を踏まえ、まず、高齢者福祉についてであります。平成29年度は「南大隅町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の見直しの年であります。そこで、「南大隅町第2次総合振興計画」に沿って、『高齢者がいつまでもお元気で幸せな生活を実感でき、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる』よう計画を立案していきます。

また、高齢者の生活機能の低下防止、医療、介護、福祉サービスの充実と、元気高齢者の就業機会の創出や社会参加の促進を図れるよう、関係機関や専門家等のご意見も反映した実践可能な福祉計画といたします。

高齢者を対象とした事業といたしまして、これまで「生きがい対応型デイサービス事業」・「生活支援型ホームヘルプサービス」をはじめとする各種のサービス事業に加え、平成28年度より開始した「福祉タクシー助成事業」など、いずれも年々利用者が増えている状況でありますので、更に利用しやすく、申請の簡素化や制度の利便性を高めてまいります。

また、元気高齢者の就業機会の創出につきましては、シルバー人材センターを核として、連携を深め、高齢者の雇用の安定と社会の担い手となるよう、請負、派遣及び独自事業の

拡大を図ってまいります。

障害者福祉については、昨年は県外の某施設において、世間を震撼させるような、大事件が発生いたしました。障害者にとって安心して生活できる空間が、脅かされるようなことは絶対あってはなりません。障害の有無、程度によって分け隔てられることなく、相互の人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に向け、国県の各種制度と併せて、障害者福祉サービス、相談、就業支援及び地域生活支援事業の充実を図り、障害者の自立と社会参加の促進を図ってまいります。

児童福祉につきましては、本町の将来はもとより、時代の社会を担う子供たちの健やかな成長を祝いつつ、養育者の負担軽減、ひいては定住促進の一助となるよう、「南大隅町子ども・子育て支援事業計画」に沿って、本町独自の制度である「子育て支援特別手当」や、「子ども医療費の自己負担額助成」や「保育料の軽減」、更に「放課後児童健全育成」や「病後児延長保育」などの実施により、保護者の就業機会の創出に一層努め「子育てするなら南大隅」をキャッチフレーズとした子育て支援策を推進してまいります。

介護保険事業につきましては、昨年末時点の第1号被保険者数が、3千6百名、うち要支援者が2百8名、要介護者が5百7名と約20%の方が認定を受けておられます。

介護保険では適正な介護認定とサービスの給付を重点課題とし、特に、介護給付費については、依然として高い給付費を継続していることから適正な介護認定、利用者のニーズに合ったケアプラン、法令に沿ったサービス給付費等を更に精査し、事業の安定運営を図ってまいります。

また、平成29年度は「第7期に向けた介護保険事業計画」の見直しの年でもあり、平成30年度から32年度までの保険料の算定も行わなければなりませんので、第6期の実績を分析し、今後の被保険者等の動向をしっかりと調査した上で、新保険料決定においては、町民の皆様のご理解を得られるよう努めてまいります。

介護予防事業につきましては、事業展開していく上で重要なことは、「元気なうちから介護予防に取り組む」、「もし介護が必要になってもそれ以上進行させない」というコンセプトは言うまでもありません。また介護予防の充実を図ることは、給付費や保険料に直結する要因でもありますので、1人でも多くの町民が参加しやすい体制づくりやその人に合った介護予防を展開できるよう介護事業関係者との綿密な連携を図ってまいります。

このような中、根占地区においては、「多世代・多機能型支援拠点事業」により整備されました「来やん家」の本格利用と運営体制整備が図られつつあり、このような事例を踏まえ、29年度は佐多地区においても、介護予防や高齢者等の交流の場となるような拠点として、社会福祉法人等と協働しながら、施設及び運営体制の整備を検討してまいります。

また、独居高齢者世帯や認知症者が増加する中、要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、「地域包括ケア体制」の構築は必然であります。

そこで、地域における医療・介護の関係機関が連携して、誰もが望む「在宅でも安心して暮らせる町」の実現に向け、切れ目ない医療介護サービスの向上を目指し、「在宅医療連携推進事業の充実」を図ってまいります。

また、認知症予防や支援体制につきましては、肝属郡医師会立病院等との連携により実施しております「認知症初期集中支援事業」の内容を発展させながら、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指します。

子供からお年寄りまで、すべての町民が住みなれた地域で安心して、誰もが健康で心豊かに長生きできるよう、保健・医療の充実を目指し、本年度も「健康の増進」「保健事業の

推進」「地域医療の確保と医療体制の拡充」をテーマに各種事業を推進し、乳幼児から高齢者まですべての町民が健康を保持・増進することができる環境と体制の充実を図ってまいります。

疾病の予防や早期発見・早期治療のため、健康診断の受診などを通じて、多くの町民が生活習慣の改善に取り組み、効果的な健康管理ができるよう推進してまいります。また、27年度から始めましたノルディックウォーキング運動教室は高い効果も期待できることから、根占地区・佐多地区での教室に多くの参加がありました。本年度は日曜日の朝にも、教室を開催し、男性の参加も促しながら健康づくりを行ってまいります。

また、食生活改善推進員は35名で各地区におきまして活動しておりますが、更に、町民に健康を促すために、本年度は食生活改善推進員の養成を行い、健康づくりの基本である食生活について引き続き活動を行ってまいります。

母子保健につきましては、子育て支援事業の拡充により第3子・第4子の誕生が増える中、より安心して楽しく子育てが行えるよう、乳幼児健診や相談事業の充実並びに発達・発育を促すための各種事業、子育て支援センターや保育園・幼稚園と連携しながら、今後も引続き実施してまいります。

また、感染症予防対策として、定期予防接種の未接種者への接種勧奨の強化と、定期外予防接種への一部助成を引続き実施してまいります。

各種検診につきましては、病気の早期発見や重症化予防のため、検診を推進してまいります。

二次予防策の一環として各種検診、脳ドック、PET検診及び肺がん、ヘリカルCT受診等の普及促進を図ります。

日本人の三大死因は、がん、心臓病、肺炎疾患であります。

がん検診は連続して受診することが早期発見・早期治療に大変有効ですので、受診体制につきましては、今後も引続き整備してまいります。

国民健康保険事業につきましては、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営に当たって中心的な役割を担うこととなります。市町村は、地域におけるきめ細かい事業を引続き行うことになっておりますので、新制度施行に向けて県並びに各市町村と連携を取りながら保険料も含め、様々な検討、準備を進めているところであります。

また、国民健康保険財政の状況は、年齢構成が高く、医療費水準が高いなどの構造的な問題に加え、高齢化の進行、医療技術の進歩並びに新薬の開発、生活習慣病等の重症化による医療費の増大などにより厳しさは続いております。

特定健康診査は、国民健康保険の加入者で40歳から74歳までの方を対象に年1回実施する健康診査で、継続受診が重症化予防に大きな効果をもたらすため、より多くの加入者が、継続して検診を受診できる体制づくりとして、健診費用を無料化し、継続受診による健康管理の意識づけを図り、健康データの蓄積により加入者の健康状態を把握し、保健・栄養指導を通じて、重症化予防による医療費の抑制に努めてまいります。

「高齢者医療制度」につきましては、鹿児島県後期高齢者医療広域連合をはじめ各関係機関との連携により、円滑な運営と元気で活力のある高齢者であるように健康増進事業に努めてまいります。

また、健康増進を図るため、温泉利用補助券の助成を引続き行い、さらに高齢者の長寿健診の受診率アップに努め、早期発見・早期治療など、健康指導を推進し健康長寿化を目指してまいります。

「環境衛生」につきましては、循環型社会構築に向けて限りある有効資源の保全のために、ごみの分別には町民各位のご協力をいただいております、今後も可燃ごみの減量化、リサイクル率の向上を促進してまいります。

また、一昨年南大隅町ふるさと環境美化条例が制定されており、佐多岬や雄川の滝を全国にアピールし、佐多岬ロードや、雄大で幻影的な雄川の滝の風光明媚な景観を後世に残すため、ふるさと環境美化条例制定の看板やゴミのポイ捨て禁止の看板の設置を行い環境美化に努めてまいります。

生活排水処理施設整備では、生活排水による海、川などの公共用水域の汚染を防止するため、計画的に合併浄化槽への転換を推進し、生活環境の保全に努めてまいります。

地域医療の確保と医療体制についてであります。安心できる医療確保のため、佐多地区の医療体制については、佐多診療所に、平成27年4月から、医師の常駐により、郡診療所とともに、地域住民の医療に対する不安の解消を行っております。更に、辺塚診療所では、今まで肝属郡医師会立病院から医師派遣をお願いしておりましたが、4月から、福田医師による週1回の診療ができるようになり、辺塚地区での訪問診療にも対応できる体制が整ったところであります。

また、佐多歯科診療所につきましては昨年度に引き続き、老朽化した医療機器を更新することにより、地域住民の口腔の健康増進を図ってまいります。

なお、在宅当番医制度事業や、病院群輪番制事業の一次救急医療体制の確保を図るとともに、昨年より医師や助産師の不足を解消するため、大隅4市5町保健医療推進協議会で取組みを進めるほか、医師招聘対策事業を、肝属郡医師会立病院と取組みを継続し、引き続き医師確保を図ってまいります。

これらの事業の推進により、住み慣れた地域で子供から高齢者までの、町民の皆様はいつまでも安心して暮らせるための環境づくりが構築できるものと考えております。

次に、教育行政の推進についてであります。

教育行政につきましては、「南大隅町教育行政の大綱」に基づき、ふるさとを大切に（誇りを持てる教育・文化のまちづくり）を、基本目標に未来を担う子供たちが豊かな心とたくましい体を持ち、自ら考え行動する「生きる力」を備え、「ふるさとを愛し誇りにする子ども」となる良好な環境づくりを推進します。

また、郷土の自然や伝統文化、歴史を本町の大切な財産として位置づけ、これを保存・継承するとともに、地域や社会の活性化に役立てる方策を検討してまいります。

平成29年度の学校数及び学級数は、小学校2校18学級、中学校2校9学級、幼稚園1園3学級で、児童数322人、生徒数147人、園児数12人の計481人となる見込みです。

学校教育関係では、子供たちの土曜日における豊かな教育環境の充実を図るため実施しました「土曜授業」を、今年度も継続する計画です。引き続き、保護者や地域住民・関係団体との連携を深め、学校応援団の活用など社会全体での教育力向上に努めてまいります。

学校給食では、平成27年度から給食費一律1千円の軽減化を行っております。これにより、子育て世代支援と地産地消を目的とする、地場産物購入助成を継続しております。

県立南大隅高等学校存続対策として、平成28年度から学生寮の運営が始まりましたが、平成29年度の入寮生は定員の16人となる見込みです。また、通学費助成、就学支援等の助成を継続し、引き続き南大隅高等学校存続に向けた取組みを強化してまいります。

次に、社会教育の充実につきましては、生涯にわたって、「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができる環境づくりに取組み、生涯学習の推進については、引き続き講座の内

容、開催方法等見直し指導者の育成と町民が参加しやすい講座の開催に努め、また、活力ある地域づくりを推進するため、引続き、花いっぱい運動などを中心とする地区公民館活動の支援を継続します。

文化振興につきましては、郷土の伝統文化や、文化財を守り育て、様々な芸術に親しみ、ふるさとの理解や豊かな感性の涵養を図り、歴史・文化遺産を後世に伝えていく取組みを充実させ、地域に根ざした文化の振興に努めてまいります。

スポーツの振興では、町民総スポーツ参加を基本理念に、町民誰もが気軽に取組めるスポーツを推進し、本町の雄大な自然を生かした海、山を使ったスポーツの推進、B&G施設の活用による海洋スポーツの普及等に取り組み、特に、佐多岬周辺開発に関連した観光とB&Gの連携を図り、本町観光の一翼を担える体制づくりを図っていきます。

平成29年度は、広域連携の事業として県PTA委嘱公開が、本町で開催されます。会員の研修活動や研究成果の公開を通してPTA活動の一層の充実を図り、併せて家庭における教育力の向上に努めてまいります。

なお、平成32年度に開催されます国民体育大会につきましても現在、県や競技団体等と協議を重ねており、平成31年度のプレ大会を本大会に向けた準備大会と位置づけ、体制づくりを構築していきたいと考えております。

以上、平成29年度を迎えるにあたり、町政運営の基本方針と各種施策について平成29年度一般会計当初予算額65億5千8百万円強の計上等に基づく所信を申し述べさせていただきました。

町民の皆様ご理解を得られるよう、職員全員で知恵を出し合い、引続き限られた予算の効率運用を目指して、議会の皆様方のご指導、ご協力を賜り、南大隅町の活性化と更なる発展に、誠心誠意努力して参りますこととお誓い申し上げ、平成29年度施政方針とさせていただきます。

長時間のご清聴ありがとうございました。

引き続き、各議案の提案理由の説明を申し上げます。

議案第68号は、平成29年度南大隅町一般会計予算についてであります。

本案は、平成29年度南大隅町一般会計予算について、第1条 歳入歳出予算、第2条 債務負担行為、第3条 地方債、第4条 一時借入金、第5条 歳出予算の流用を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ65億5千8百73万2千円とするもので、前年度と比較して6.96%の減となっております。なお、主要な事業につきましては、施政方針と併せて説明させていただきましたので割愛させていただきます。

議案第69号は、平成29年度南大隅町国民健康保険事業特別会計予算についてであります。

本案は、平成29年度南大隅町国民健康保険事業特別会計予算について、第1条 歳入歳出予算、第2条 一時借入金、第3条 歳出予算の流用を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億8千6百49万8千円とするもので、対前年度比8.09%の減となったところでございます。

議案第70号は、平成29年度南大隅町簡易水道事業特別会計予算についてであります。

本案は、平成29年度南大隅町簡易水道事業特別会計予算について、第1条 歳入歳出予算、第2条 地方債を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億3千8百20万1千円とするもので、対前年度比2.75%の増となったところでございます。

議案第71号は、平成29年度南大隅町診療所事業特別会計予算についてであります。

本案は、平成29年度南大隅町診療所事業特別会計予算について、第1条 歳入歳出予算を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2千2百96万5千円とするもので、対前年度比13.47%の減となったところございます。

議案第72号は、平成29年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算についてであります。

本案は、平成29年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算について、第1条 歳入歳出予算、第2条 歳出予算の流用を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億4千5百16万3千円とするもので、対前年度比0.04%の減となったところでありまして。

議案第73号は、平成29年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算についてであります。

本案は、平成29年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について、第1条 歳入歳出予算を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1千6百62万8千円とするもので、対前年度比9.65%の増となったところでありまして。

議案第74号は、平成29年度南大隅町下水道事業特別会計予算についてであります。

本案は、平成29年度南大隅町下水道事業特別会計予算について、第1条 歳入歳出予算及び第2条 地方債を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7千5百24万8千円とするもので、対前年度比9.78%の増となったところでございます。

議案第75号は、平成29年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算についてであります。

本案は、平成29年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算について、第1条 歳入歳出予算を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4千1百22万6千円とするもので、対前年度比2.36%の増となったところでありまして。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させます。

議長（大村明雄君）

休憩します。

14:00
～
14:10

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長（相羽康德君）

それでは議案第68号一般会計予算について、ご説明いたします。

1 ページでございます。

議案第68号 平成29年度 南大隅町一般会計予算

平成29年度 南大隅町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ65億5千8百73万2千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。

町民保健課長(馬見塚大助君)

続きまして、南大隅町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

特別会計予算書の1ページをお願いします。

議案第69号 平成29年度 南大隅町国民健康保険事業特別会計予算

平成29年度 南大隅町の国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億8千6百49万8千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、7千万円とする。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内での、これらの経費の各項の間の流用。

以上、よろしく申し上げます。

建設課長（石走和人君）

続きまして、議案第70号についてご説明申し上げます。

24ページをお開きください。

議案第70号 平成29年度 南大隅町簡易水道事業特別会計予算

平成29年度 南大隅町の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億3千8百20万1千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表 地方債による。

よろしく願いいたします。

支所長（山野良慈君）

続きまして、議案第71号 平成29年度 南大隅町診療所特別会計予算について、ご説明いたします。

44ページをお願いいたします。

議案第71号 平成29年度 南大隅町診療所事業特別会計予算

平成29年度 南大隅町の診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2千2百96万5千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

よろしく願いいたします。

介護福祉課長（上之園健三君）

続きまして、議案第72号及び73号についてご説明いたします。

まず、議案第72号 予算書は65ページをお願いいたします。

平成29年度 南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算

平成29年度 南大隅町の介護保険事業（保険事業勘定）特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億4千5百16万3千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

続きまして、議案第73号についてご説明いたします。

予算書は85ページをお願いいたします。

平成29年度 南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算

平成29年度 南大隅町の介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1千6百62万8千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

以上、2会計です。

よろしくをお願いいたします。

支所長（山野良慈君）

続きまして、議案第74号 平成29年度 南大隅町下水道事業特別会計予算についてご説明いたします。

予算書は93ページでございます。

議案第74号 平成29年度 南大隅町下水道事業特別会計予算

平成29年度 南大隅町の下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7千5百24万8千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

よろしくをお願いいたします。

町民保健課長（馬見塚大助君）

続きまして、南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算についてご説明いたします。

102ページをお願いします。

議案第75号 平成29年 南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算

平成29年度 南大隅町の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4千1百22万6千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

以上よろしくをお願いします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

議案第68号 平成29年度 南大隅町一般会計予算について、歳入歳出一括して質疑ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第69号 平成29年度 南大隅町国民健康保険事業特別会計予算について、歳入歳出一括して質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第70号 平成29年度 南大隅町簡易水道事業特別会計予算について、歳入歳出一括して質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第71号 平成29年度 南大隅町診療所事業特別会計予算について、歳入歳出一括して質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第72号 平成29年度 南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算について、歳入歳出一括して質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第73号 平成29年度 南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について、歳入歳出一括して質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第74号 平成29年度 南大隅町下水道事業特別会計予算について、歳入歳出一括して質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第75号 平成29年度 南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算について、歳入歳出一括して質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第68号から議案第75号までの8件については、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第68号から議案第75号までの8件については、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

引き続き、予算審査特別委員会を招集します。

委員長、副委員長の互選をお願いします。

互選に関する職務は年長の委員が行うことになっております。

全員協議会室をお願いします。

議長（大村明雄君）

休憩します。

14：24

～

14：43

（ 予算審査特別委員会 ）

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます

委員長に平原熊次君、副委員長に水谷俊一君が互選されましたので報告します。

▼ 散 会

議長（大村明雄君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、3月22日午前10時から開きます。

3月8日からは、予算審査特別委員会となっております。

本日はこれで散会します。

散会 : 平成29年3月7日 午後2時44分